

納税ニュース

平成 19 年 11 月 15 日 第 20 号

編集・発行：鹿嶋市納税対策室

〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1

TEL 82-2911 FAX 84-1212

中学生に租税の役割、使われ方について正しい知識と理解を深めてもらい、税に対する意識の高揚を図ることを目的として、全国納税貯蓄組合連合会では、「税についての作文・標語」の募集を毎年実施しています。ここでは、今年度鹿嶋市長賞を受賞した 2 作品を紹介します。

< 作文の部 > 平成 19 年度 鹿嶋市長賞受賞作品

私たちの暮らしと税金

大野中学校 3 年 大崎 侑乃

税金って何だろう。学校で、税についての標語を書く時間にふと考えた。父と母は、家や車など様々なものにつく税を毎月払っている。私も、物を買ったときに消費税を払っている。なぜ税金を払わなければいけないのだろう。税金はどのようなことに使われているのだろう。

例えば、朝のごみ出し。毎週決まった曜日に、母はごみ袋をごみ収集所に置いてくる。そうすれば、ごみ収集車がごみ袋を回収してくれるからだ。私はそれをあたり前だと思っていたが、ごみ収集車は市町村の税金で雇われているのだそうだ。税金で雇われているということは、私達が税金を払わなければ、ごみ収集車は雇えない。もし、私達が税金を払うことに反感をもって、一致団結し、税金を払うのをやめたら、ごみは回収してもらえなくなってしまう。

しかし、税金にも問題点がある。それは、私達の知らないところで政府や市町村に税金を無駄使いされているということだ。政治家が自分のためだけに不要に税金を使ったり、無駄な建物を建てたり、不必要な工事が行われていたりする。しかし、政府や市町村には国民が納めた税金を有効に使う、という義務があるはずだ。そのことを忘れないで国民のために税金を使ってほしい。

税金は、私達国民の生活をより良くするためのものだと思う。私達の暮らしで、税金によって行われていることはとても重要で、なくてはならない存在だ。だから、私達には私達のために税金を払う義務があると思う。私はまだ、父や母のように直接税金は納めていないが、社会に出て働くようになったら必ず税金は納めたいと思う。そして私達の納めた税金によって、この国がもっと安全で住みやすい国になれるようにしていきたい。

< 標語の部 > 平成 19 年度 鹿嶋市長賞受賞作品

見なおそう みんなの社会を守る税

清真学園中学校 2 年 藤花 愛理さん

11月30日(金)は、固定資産税第4期の納期限です。

督促状と催告書について

1 督促状とは

市税等が納期限が過ぎても納付されないときは、その納期限後20日以内に、はがき状の「督促状」を自宅に発送します。この「督促状」は滞納扱いとなった租税債務の履行を催促する行為であるとともに時効により租税債権が消滅するのを中断するほか、差押等の滞納処分手続きを行う際の前提条件となります。

督促状が届きましたら、納めたか納めてないかを確認したうえで、速やかに最寄の金融機関に持参し納付してください。督促状が発送されると、税とは別に80円の督促手数料を納付しなければなりません。

なお、市より分割納付の承認を得ている方や一部納付されている方についても、納期限内において完納確認ができない場合は督促の対象となりますのでご承知ください。

2 催告書とは

督促状を送付しても一定期間、納税されない場合には、滞納の状況により適当な時期に「催告書」を発送し再度文書で納税を促します。

この「催告書」には、滞納のある方に一斉に発送する「催告書」と滞納状況に応じて発送される「来庁要請書」「差押予告書」「最終催告書」等があります。ただし、この催告書は滞納処分手続きを行う際の前提条件ではないことから、催告をしないで財産調査に着手し、差押等の滞納処分に至ることもあります。

なお、督促状と同様に、期別毎の納期限をもって滞納扱いとなることから、納期限内に完納が確認できない場合は催告の対象となります。

3 督促状及び催告書送付と行き違いについて

各金融機関で納めた税金の情報が、市役所で確認できるまで数日(最長で14日間程度)を要します。このため、納期を過ぎてから税金を納めた場合、納めたにもかかわらず督促状や催告書が発送されてしまうことがあり、どうしても納付と督促状や催告書の送付が行き違いとなってしまうことは避けることができません。

この解決方法の一つとしては、便利で確実に安全な「銀行口座振替」による納付をお薦めします。ご迷惑をお掛けしますが、どうかご理解いただき納期限内の納付にご協力願います。

休日納税窓口を開設しています。

平日に納められない人はご利用ください。

とき 毎月最終日曜日 11月25日(日)9:00～15:00
12月23日(日)9:00～15:00

ところ 市役所1階 納税対策課

同時に納期限内の納付が困難な場合の相談も受け付けています。

納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、

まちづくりセンターまたは市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

